

京都市地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第129号

京都市地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則

京都市地球温暖化対策条例施行規則の一部を次のように改正する。

第34条ただし書中「都市計画局建築技術担当局長」を「都市計画局建築技術・景観担当局長」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(環境政策局環境企画部環境総務課)